

青森市企業局低入札価格調査制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市企業局が競争入札の方法により建設工事の請負契約を締結しようとする場合における低入札価格調査制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「低入札価格調査制度」とは、競争入札の方法により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「相手方となるべき者」という。）の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときに、必要な調査を行い、当該調査の結果に基づき落札者を決定する制度をいう。

(対象となる入札)

第3条 低入札価格調査制度は、設計金額が5,000万円以上の建設工事の請負契約に係る競争入札に適用する。

(調査基準価格)

第4条 建設工事の請負契約に係る競争入札において、相手方となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの基準は、その者の申込みに係る価格が予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（当該額に、それぞれ1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合算額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率及びその税率に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た率を合算した率に1を加えた率を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。この場合において、その額が、設計金額に100分の80を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下同じ。）に満たない場合にあっては当該設計金額に100分の80を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費（直接製作費及び機器費を含む。以下同じ。）の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費（間接労務費を含む。以下同じ。）の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費（工場管理費、据付間接費及び設計技術費を含む。以下同じ。）の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項各号に規定する工事費目以外の工事費目については、設計図書においてその取扱いを明示することとする。

(調査基準価格の記載)

第5条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、低入札価格調査制度の対象となる入札

(以下「対象となる入札」という。)を行うときは、予定価格を記載する書面に併せて調査基準価格を記載するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第6条 対象となる入札に参加しようとする者は、当該入札に関し、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書(以下「工事費内訳書」という。)を提出しなければならない。

2 工事費内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない工事費内訳書を提出した者がした入札は、無効とする。

(入札参加者への周知)

第7条 管理者は、対象となる入札を行うときは、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる事項を周知する。

- (1) 当該入札は低入札価格調査制度の対象となる入札であり、調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合(総合評価競争入札において評価値が最も高い者の入札価格が調査基準価格以上である場合を除く。以下同じ。)は、落札者の決定を保留し、その入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、後日落札者を決定したときは、速やかに落札者に通知すること。
- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、最低の価格をもって申込みした者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならないこと。
- (5) 工事費内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない工事費内訳書を提出した者がした入札は、無効とすること。
- (6) 第9条に規定する基本的判断基準及び数値的判断基準を満たさない入札を行った者は、失格とすること。

(入札の執行)

第8条 管理者の命を受けて請負契約に関する事務を担当する職員(以下「契約担当者」という。)は、入札の結果、調査基準価格に満たない入札が行われた場合には、落札者の決定を保留し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により後日落札者を決定する旨を告げて、当該入札を終了する。ただし、次条第3項の規定により落札者を決定した場合は、この限りでない。

(基本的判断基準及び数値的判断基準による判定)

第9条 契約担当者は、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準を満たさないときは、当該入札者を失格と判定するものとする。

(1) 基本的判断基準

当該入札前に調査基準価格に満たない入札を行った企業局発注の他の同業種工事(平成23年9月1日前に公告をしたもの、共同企業体の方法によるもの及び当該入札の入札書到着期限までに完成届を受理したものを除く。)について、落札者又は契約の相手方となってい

ないこと。

(2) 数値的判断基準

入札時に提出した工事費内訳書に記載された次の表の左欄に掲げる工事費目ごとに同表の右欄に定める基準を全て満たしていること。

工事費目	数値的判断基準
直接工事費	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の100分の90に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上であること。
共通仮設費	予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額の100分の80に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上であること。
現場管理費	予定価格算出の基礎となった現場管理費の額の100分の80に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上であること。
一般管理費	予定価格算出の基礎となった一般管理費の額の100分の43に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上であること。

- 2 契約担当者は、前項の規定による判定を行った場合は、当該判定により失格とならなかった者のうち最低の価格をもって申込みをした者を低入札価格調査対象者（以下「調査対象者」という。）と決定するものとする。ただし、当該者が、企業局発注の他の同業種工事の調査対象者となっている場合は、前項第1号の基本的判断基準に準じ、当該者を失格とみなす。
- 3 契約担当者は、前2項の規定による判定を行った場合において、当該判定の対象となった全ての者が失格となったときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者と決定するものとする。

(調査の実施)

第10条 設計担当課長は、前条第2項の規定により調査対象者が決定された場合は、当該調査対象者に対し、調査に必要な資料の提出を求めるとともに、適宜事情聴取を行い、調査を実施するものとする。

(調査結果の報告)

第11条 設計担当課長は、前条の調査を終えたときは、低入札価格調査書（様式第1号）により、速やかに設計担当部長に報告する。ただし、設計担当部長に事故のあるとき、又は不在のときは、設計担当の次長に報告するものとする。

(審査及び審査結果の通知)

第12条 設計担当部長は、設計担当課長から調査の報告を受けたときは、当該調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査し、当該審査の結果を低入札価格調査審査書（様式第2号）により、契約担当部長に通知するものとする。なお、設計担当部長と契約担当部長が同一の場合は、管理者に通知するものとする。

(落札者の決定)

第13条 契約担当部長は、前条の審査結果が当該調査対象者を落札者とすることが適当と判断

したものであったときは、当該調査対象者を落札者と決定し、不相当と判断したものであったときは、当該調査対象者を失格とした上で、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（第9条第1項の規定により失格と判定された者又は同条第2項ただし書の規定により失格とみなされた者を除く。以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

2 前項の次順位者が調査基準価格に満たない入札者であった場合には、前3条及び同項の規定の例により落札者を決定する。

（落札者への通知）

第14条 契約担当部長は、前条の規定により落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するものとする。

（適正な施工の確保）

第15条 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合においては、適正な施工を確保するため次に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

（1） 施工計画書の内容に係るヒアリング

監督職員（青森市財務規則第138条に規定する監督職員をいう。以下同じ。）は、請負業者に対して、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等を記載した施工計画書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

（2） 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

監督職員は、請負業者に対して、工事を施工するための下請負契約を締結した場合にあっては、下請負代金の額にかかわらず施工体制台帳の提出を求め、必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。

（3） 入念な監督業務の実施

監督職員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査を入念に行うものとする。この場合において、あらかじめ提出された施工計画書及び施工体制台帳の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工がそれらの記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。

（4） 入念な検査の実施

検査職員（青森市財務規則第138条に規定する検査職員をいう。）は、特に入念な検査を実施するものとする。

（5） その他適正な施工の確保のため必要な措置

（特約条項）

第16条 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合は、別記特約条項を加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の青森市企業局低入札価格調査制度要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の実施日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月28日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の青森市企業局低入札価格調査制度要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月10日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の青森市企業局低入札価格調査制度要綱の規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第5条第3項の規定により指定日とされた平成25年10月1日以後に締結する建設工事の請負契約について適用する。ただし、同日以後に締結する建設工事の請負契約であって、平成26年3月31日までに引渡しを受けることとなるものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の青森市企業局低入札価格調査制度要綱の規定は、この要綱の実施日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の青森市企業局低入札価格調査制度要綱の規定は、この要綱の実施日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札

通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成31年2月28日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の青森市企業局低入札価格調査制度要綱の規定は、この要綱の実施日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から実施する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の青森市企業局低入札価格調査制度要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告を行う入札について適用し、同日前に公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年1月1日から実施する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の青森市企業局低入札価格調査制度要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告を行う入札について適用し、同日前に公告を行った入札については、なお従前の例による。

別記（第16条関係）

特約条項

（契約の保証）

第1条 約款第4条（A）第2項中「100分の10以上」とあるのは「100分の30以上」とする。

2 約款第4条（A）第5項中「100分の10」とあるのは「100分の30」とする。

（主任技術者等）

第2条 約款第10条第1項第2号に規定する主任技術者は、同条第2項の規定にかかわらず、専任とする。

（前払金）

第3条 約款第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の2」とする。

（違約金）

第4条 約款第45条（A）第2項中「100分の10」とあるのは「100分の30」とする。

2 約款第45条（B）第2項中「100分の10」とあるのは「100分の30」とする。